

個人情報保護委員会 平成29年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた追加利用提案団体からの発覚		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案非実施検討専門部会からの主な再発注の提点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成29年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成29年12月24日閣議決定)記載内容	対応方針の措置(検討)状況					
	発覚	対応状況					措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定		
230	【経緯】 空軍等対策においては、所有者の所在の把握が困難を極め、対策が遅れてきたことから、空軍等対策の目的を達成する上で必要と見做す場合、これまで「所有者不明の土地を国庫管理とした」として対応してきたが、郵政事業等がわづらひた取得も認められるべきと考え、空軍等対策においては、郵政事業等の取得が可能となるよう、空軍等対策の改正または、郵政事業等の改正を強く求める。	—	【全国市長会】 空軍等対策の実現に向けて、積極的な検討を求め。		【個人情報保護委員会】 「個人情報保護法」には、個人データを第三者提供することを禁じ、あらかじめ本人の同意を得ることが必要と定めている(第17条)。 「但し、郵政事業等が空軍等対策の目的に基き、その目的の達成に必要と認められる場合には、本人同意を得ずに郵政事業等が当該個人データを取得し、当該個人データを第三者に提供することについては、個人情報保護法上の問題はない」と考えられる。 【総務省】 郵政の取組情報については、機密の保護に配慮する観点から現在慎重に検討しており、今後、個人情報保護委員会及び国土交通省の取組状況を確認し、検討を行うこととなる見込みである。 【国土交通省】 空軍等対策の推進に際し、個人情報保護法第16条第2項において、「目的外利用、この法第17条第1項第1号の個人データの提供その他の個人情報の取扱い、空軍等対策の目的に基き、あらかじめ本人の同意を得ることなく、当該個人データを第三者に提供することについては、郵政事業等から提供提供を受けることは可能である。	【個人情報保護委員会】 ①(郵政法(第16条))、個人情報保護法(第17条)及び空軍等対策の目的に基き、個人データの取得に必要と認められる場合には、本人同意を得ずに郵政事業等が当該個人データを取得し、当該個人データを第三者に提供することについては、個人情報保護法上の問題はない」と考えられる。 【総務省】 郵政の取組情報については、機密の保護に配慮する観点から現在慎重に検討しており、今後、個人情報保護委員会及び国土交通省の取組状況を確認し、検討を行うこととなる見込みである。 【国土交通省】 空軍等対策の推進に際し、個人情報保護法第16条第2項において、「目的外利用、この法第17条第1項第1号の個人データの提供その他の個人情報の取扱い、空軍等対策の目的に基き、あらかじめ本人の同意を得ることなく、当該個人データを第三者に提供することについては、郵政事業等から提供提供を受けることは可能である。	郵政事業の取組における個人情報保護法(第17条)及び空軍等対策の目的に基き、個人データの取得に必要と認められる場合には、本人同意を得ずに郵政事業等が当該個人データを取得し、当該個人データを第三者に提供することについては、個人情報保護法上の問題はない」と考えられる。 【総務省】 郵政の取組情報については、機密の保護に配慮する観点から現在慎重に検討しており、今後、個人情報保護委員会及び国土交通省の取組状況を確認し、検討を行うこととなる見込みである。 【国土交通省】 空軍等対策の推進に際し、個人情報保護法第16条第2項において、「目的外利用、この法第17条第1項第1号の個人データの提供その他の個人情報の取扱い、空軍等対策の目的に基き、あらかじめ本人の同意を得ることなく、当該個人データを第三者に提供することについては、郵政事業等から提供提供を受けることは可能である。	郵政事業の取組における個人情報保護法(第17条)及び空軍等対策の目的に基き、個人データの取得に必要と認められる場合には、本人同意を得ずに郵政事業等が当該個人データを取得し、当該個人データを第三者に提供することについては、個人情報保護法上の問題はない」と考えられる。 【総務省】 郵政の取組情報については、機密の保護に配慮する観点から現在慎重に検討しており、今後、個人情報保護委員会及び国土交通省の取組状況を確認し、検討を行うこととなる見込みである。 【国土交通省】 空軍等対策の推進に際し、個人情報保護法第16条第2項において、「目的外利用、この法第17条第1項第1号の個人データの提供その他の個人情報の取扱い、空軍等対策の目的に基き、あらかじめ本人の同意を得ることなく、当該個人データを第三者に提供することについては、郵政事業等から提供提供を受けることは可能である。	郵政事業の取組における個人情報保護法(第17条)及び空軍等対策の目的に基き、個人データの取得に必要と認められる場合には、本人同意を得ずに郵政事業等が当該個人データを取得し、当該個人データを第三者に提供することについては、個人情報保護法上の問題はない」と考えられる。 【総務省】 郵政の取組情報については、機密の保護に配慮する観点から現在慎重に検討しており、今後、個人情報保護委員会及び国土交通省の取組状況を確認し、検討を行うこととなる見込みである。 【国土交通省】 空軍等対策の推進に際し、個人情報保護法第16条第2項において、「目的外利用、この法第17条第1項第1号の個人データの提供その他の個人情報の取扱い、空軍等対策の目的に基き、あらかじめ本人の同意を得ることなく、当該個人データを第三者に提供することについては、郵政事業等から提供提供を受けることは可能である。	郵政事業の取組における個人情報保護法(第17条)及び空軍等対策の目的に基き、個人データの取得に必要と認められる場合には、本人同意を得ずに郵政事業等が当該個人データを取得し、当該個人データを第三者に提供することについては、個人情報保護法上の問題はない」と考えられる。 【総務省】 郵政の取組情報については、機密の保護に配慮する観点から現在慎重に検討しており、今後、個人情報保護委員会及び国土交通省の取組状況を確認し、検討を行うこととなる見込みである。 【国土交通省】 空軍等対策の推進に際し、個人情報保護法第16条第2項において、「目的外利用、この法第17条第1項第1号の個人データの提供その他の個人情報の取扱い、空軍等対策の目的に基き、あらかじめ本人の同意を得ることなく、当該個人データを第三者に提供することについては、郵政事業等から提供提供を受けることは可能である。	郵政事業の取組における個人情報保護法(第17条)及び空軍等対策の目的に基き、個人データの取得に必要と認められる場合には、本人同意を得ずに郵政事業等が当該個人データを取得し、当該個人データを第三者に提供することについては、個人情報保護法上の問題はない」と考えられる。 【総務省】 郵政の取組情報については、機密の保護に配慮する観点から現在慎重に検討しており、今後、個人情報保護委員会及び国土交通省の取組状況を確認し、検討を行うこととなる見込みである。 【国土交通省】 空軍等対策の推進に際し、個人情報保護法第16条第2項において、「目的外利用、この法第17条第1項第1号の個人データの提供その他の個人情報の取扱い、空軍等対策の目的に基き、あらかじめ本人の同意を得ることなく、当該個人データを第三者に提供することについては、郵政事業等から提供提供を受けることは可能である。	郵政事業の取組における個人情報保護法(第17条)及び空軍等対策の目的に基き、個人データの取得に必要と認められる場合には、本人同意を得ずに郵政事業等が当該個人データを取得し、当該個人データを第三者に提供することについては、個人情報保護法上の問題はない」と考えられる。 【総務省】 郵政の取組情報については、機密の保護に配慮する観点から現在慎重に検討しており、今後、個人情報保護委員会及び国土交通省の取組状況を確認し、検討を行うこととなる見込みである。 【国土交通省】 空軍等対策の推進に際し、個人情報保護法第16条第2項において、「目的外利用、この法第17条第1項第1号の個人データの提供その他の個人情報の取扱い、空軍等対策の目的に基き、あらかじめ本人の同意を得ることなく、当該個人データを第三者に提供することについては、郵政事業等から提供提供を受けることは可能である。